

館林市介護職員初任者研修支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護人材の確保及び定着を図るため、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程（以下「初任者研修」という。）の修了者に対し、予算の範囲内において館林市介護職員初任者研修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に在住する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 初任者研修（令和7年4月1日以降に開講するものに限る。以下同じ。）の受講料の全額を自身で負担して当該研修を受講し、修了した者
- (2) 他の法令又は制度に基づく類似の助成金等の交付を受けていない者
- (3) 初任者研修を修了した日から3か月以内に市内において介護等の業務（「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（令和6年7月3日付け社援発0703第1号厚生労働省社会・援護局長通知）の別添2に定める業務をいう。以下同じ。）を行う事業所等に就業し、かつ、当該事業所等において3か月以上継続して介護等の業務に従事（就業先の人事異動等により、その意思によらず他の事業所等において介護等の業務に従事した場合を含む。以下同じ。）した者。ただし、初任者研修を修了した日の前後、同一の事業所等において継続して介護等の業務に従事する場合は、初任者研修を修了した日から起算して3か月以上継続して介護等の業務に従事した者
- (4) 館林市暴力団排除条例（平成24年館林市条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が負担した初任者研修を受講するための受講料（研修実施機関から購入する教材費を含む。以下「受講料」という。）とする。ただし、当該研修の補講等に係る費用及び手数料は除く。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、補助対象者1人につき受講料又は5万円のいずれか少ない額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、初任者研修の修了日の翌日から起算して1年以内に、館林市介護職員初任者研修支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 就労証明書（別記様式第2号）

(2) 研修修了証明書の写し

(3) 受講料等の領収書の写し

(交付決定等)

第6条 市長は、申請者から前条の規定による補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付及び補助金額を決定し、館林市介護職員初任者研修支援事業費補助金交付決定兼確定通知書（別記様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付が適当と認められない場合は、館林市介護職員初任者研修支援事業費補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、館林市介護職員初任者研修支援事業費補助金請求書（別記様式第5号）により、補助金の交付を市長に請求するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた場合は、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。